

【国土交通省】令和7年度 被害者保護増進等事業費補助金(事故防止対策支援推進事業)概要一覧

令和7年8月29日現在

先進安全自動車 (ASV)の導入に対する 支援	予 算	被害者保護増進等事業費補助金総予算：16.81億円の内数	
	対象機器・装置	①衝突被害軽減ブレーキ【歩行者検知機能付き】（車両総重量3.5トン超のトラック（トラクタ含む）に装着されるもの） ②車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置（トラック（トラクタ含む）に装着されるもの） ③ドライバー異常時対応システム（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ④先進ライト（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑤側方衝突警報装置（車両総重量3.5 t 超8トン以下のトラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑥後側方接近車両注意喚起装置（車両総重量3.5トン超のトラック（トラクタ含む）に装着されるもの） ⑦アルコール・インターロック（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑧事故自動通報システム（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑨後付け事故自動通報システム（国土交通大臣が選定したもの）（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑩車輪脱落予兆検知装置（車両総重量8トン以上のトラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） ⑪道路標識注意喚起措置（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの）	
	補助額	取得費用の1/2（1車両当たり上限：①②③④⑦10万円、⑤⑥⑧⑩5万円、⑨⑪3万円（※）、①～⑪合わせて20万円） ※①について、トラクタに装着するものであって、当該トラクタとともにトレーラーを購入する場合の補助上限額は15万円 ※⑨についてはサブスクリプションによる導入も可。その際の補助対象経費は「契約期間分の料金（初回契約分として一括払いした額に限る）」とし、補助上限額は1ヶ月あたり料金×12ヶ月×1/2	
	申請期間	令和7年6月30日～令和8年1月30日（令和7年4月1日以降に購入（新車新規登録）した車両が対象。）	
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」	
【申請先】 (公財)日本自動車輸送技術協会 申請ポータルサイト		https://atai-asv.jp/ ※上記サイトから申請システムの利用者情報登録を行い申請	国土交通省報道発表ページ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000713.html

運行管理の高度化に 対する支援	予 算	被害者保護増進等事業費補助金総予算：16.81億円の内数	
	対象機器・装置	①国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計 ② “ 映像記録型ドライブレコーダー ③ “ デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む）	
	補助額	①デジタル式運行記録計 車載器本体 1/3(1台あたり上限2万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限10万円) ②ドライブレコーダー 車載器本体 1/3(1台あたり上限1万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限3万円) ③一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限3万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限13万円) ④通信機能付一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限8万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限13万円) ・保有する事業用自動車10両未満で、申請時点において、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型を導入していない事業用自動車に装着した場合は、機器取得に要する経費の1/2 ・1事業者あたり上限：80万円 （2回以上申請する場合を除き、通信機能付一体型の車載器を含めて購入した場合は、上限120万円）	
	申請期間	令和7年7月31日(木)～令和8年1月30日(金)17:00（先着順、予算がなくなり次第終了） （いずれも令和7年4月1日から令和8年1月30日までの導入が対象）	
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。）が設置されている、又は設置されて補助金名称「運行管理の高度化に対する支援」	
過労運転防止のための 先進的な取り組みに 対する支援	予 算	被害者保護増進等事業費補助金総予算：16.81億円の内数	
	対象機器・装置	国土交通大臣が選定した次の機器 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器） ②遠隔点呼機器 ③自動点呼機器 ④運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 ⑤休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ⑥運行中の運行管理機器	
	補助額	取得費用の1/2（1事業者あたり上限：80万円） ※一部の機器に1台あたりの上限あり	
	申請期間	令和7年7月31日(木)～令和8年1月30日(金)17:00（先着順、予算がなくなり次第終了） （いずれも令和7年4月1日から令和8年1月30日までの導入が対象）	
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」	
社内安全教育の実施に 対する支援	予 算	被害者保護増進等事業費補助金総予算：16.81億円の内数	
	対 象	国土交通大臣の選定を受けている、事故防止コンサルティング	
	補助額	費用の1/3（1事業者あたり上限100万円）	
	申請期間	令和7年7月31日(木)～令和8年1月30日(金)	
	その他条件	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「社内安全教育の実施に対する支援」	

健康起因事故防止を 推進するための取り組み に対する支援 【NEW】	予 算	被害者保護増進等事業費補助金総予算：16.81億円の内数	
	対 象	①睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査 ②脳MRI健診（頭部MRI検査、MRA検査） ③頸動脈超音波検査（頸動脈エコー検査）、ABI検査（四肢血圧脈波検査）、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査） ④視野障害検査（視力検査、眼底検査、眼圧検査） ※①～④は健康保険適用外として実施されるものに限る。	
	補助額	検査に係る経費の1/2（1事業者あたり上限50万円）	
	申請期間	令和7年8月29日(金)～令和8年1月30日(金)	
	その他条件	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「健康起因事故防止の取組に対する支援」	
【申請先】 TOPPAN 株式会社 申請ポータルサイト		https://hogo-zoushin.jp/ ※上記サイトから申請システムの利用者情報登録を行い申請	国土交通省報道発表ページ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000719.html